

わがまちの消防団強化交付金 交付要項

公益財団法人 京都府消防協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人京都府消防協会長（以下「会長」という。）は、京都府が定める「わがまちの消防団強化交付金交付要綱」により、消防団が活発に活動する地域づくりを推進するため、消防団員が主体的に取り組む事業に対して、この要項の定めるところにより予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、消防団長とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って行われる次に掲げる事業とする。

- (1) 分団等の単位で行う活動環境改善、理解促進及び団員確保、地域連携の取組、訓練や研修、詰所等の改善（市町村事業除く）、情報発信や共有などの事業
- (2) 消防団が中心となって取り組むふるさとレスキュー、市町村と連携して取り組む事業など、別表3に定める事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費（ただし、事業に付随して必要となる弁当・茶は、一人当たり 1,000円以内まで除く）
- (3) 用地取得や補償費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不相当と認められる経費

(交付金の額等)

第5条 交付金の額は、次により算定した額とする。

- (1) 第3条第1号の事業については、団員1人当たり5000円を団員数に乗じた額を上限とする。ただし、対象となる経費がこれを超えない場合は、その額を上限とする。
- (2) 第3条第2号の事業については、別表3に定める額とする。ただし、対象となる経費がこれを超えない場合は、その額を上限とする。

(3) 分団等が別表4に定める大規模災害活動の要件を全て満たす活動をした場合、第1号本文に規定する上限の額に100分の120を乗じて得た額を上限とする。

2 交付金算定の基礎となる団員数の算定期間は、4月1日又は10月1日のいずれかの団員数の多い時点の団員数とする。

(交付申請等)

第6条 各消防団長等は、原則として事業を実施する前に会長に交付申請書(様式1)を提出するものとする。

2 各消防団長は、既に決定された内容を変更する場合は、交付申請と同様の手続きにより、会長に提出するものとする。

(実績報告等)

第7条 各消防団長は、交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日までに会長に実績報告書(様式2)を提出するものとする。

2 各消防団長は、交付対象事業の実績報告の証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要項は、公益財団法人京都府消防協会の設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

この要項は、平成26年度分の交付金から適用する。

この要項は、平成27年度分の交付金から適用する。

この要項は、令和2年度分の交付金から適用する。

この要項は、令和5年度分の交付金から適用する。

別表3

交付対象事業	交付単位	交付額（上限）
ふるさとレスキュー	1 地域	1,000,000 円
地域連携取組推進事業	1 消防団 ただし、団員定数700人以上の消防団において合併前旧消防団別を実施する場合は、旧消防団（各事業2旧消防団まで）	500,000 円
災害時避難行動円滑化事業	1 地域	1,000,000 円
消防団・地域企業等連携推進事業	1 件	500,000 円

別表4

大規模災害活動の要件	
(1) 災害態様	死者等発生 of 津波災害等
(2) 出動範囲	他市町村での活動もしくは長期（3日以上）の活動
(3) 活動様態	山林火災消火、土嚢積み等水防、避難誘導、救助捜索等